

三重県外郭団体改革方針

平成15年1月

目 次

1	外郭団体の現状と課題	1
2	外郭団体の新たな見直しの視点	1
3	個別団体の改革	2
4	外郭団体システムの改革	3
5	実施へのスケジュール	7
資料	「行政システム改革」の取り組みによる平成10年度以降の成果	8

別添 団体別改革方針

別添 「外郭団体の資金運用にあたっての基本指針」

1 外郭団体の現状と課題

(1) 本県では、外郭団体改革について、平成10年度行政システム改革以降、自主自立化、整理縮小、運営の改善を図り、平成13年度には県議会行政改革特別委員会の審議を経て「外郭団体改革2001団体別行動計画」を策定し、現在対象団体については改革の検討や実施に取り組んでいる。

その結果、団体の統廃合をはじめ、事業の整理縮小、県関与の見直し、民間経営者の登用、情報公開の推進などを実施した。(資料参照)

(2) しかしながら、現在、外郭団体においては次のような問題を抱えている。

- ・基本財産の運用利率の低下や県からの補助金等の削減に伴う財源の減少
- ・財源の縮小または過小により定款等に定められた事業の成果を十分に発揮できない危惧
- ・基本財産の運用におけるリスクの増大
- ・事業運営面において信用の失墜に関わる重大なリスクの潜在
- ・民業の圧迫、事業の既得権益化

(3) このような問題に対処し、外郭団体が簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高い行政サービスを提供できるようにするため、現在取り組んでいる「外郭団体改革2001団体別行動計画」を踏まえ、この計画との調整をはかりつつ、外郭団体の改革に更なる検討を加え抜本的な見直しを進めることとした。

2 外郭団体の新たな見直しの視点

(1) 今回の改革は次の点から、外郭団体全体にわたるシステムの改革及び個別団体の改革について検討を行った。

- ・基本財産等の運用に際してのリスクの増大への対処
- ・補助金、委託費等の予算措置のあり方
- ・運用利率の低下などによる財源減少に対する措置
- ・県の人的関与の度合い
- ・団体の経営マネジメントに関する意識高揚
- ・改革に伴う団体役職員の処遇、団体幹部人事のあり方
- ・外郭団体が実施している個々の事業の必要性及び当該団体が行う必要性
- ・団体の運営や財務面でのリスクマネジメント

(2) 改革の対象とする団体は、県出資率25%以上の公益法人や株式会社などの団体と、県が筆頭出資者である公益法人などとし、平成15年度から順次、取り組むこととする。

3 個別団体の改革

個別団体の主な改革概要は以下のとおりであり、実施についての詳細は別表のとおりとする。

【廃止】

(株) 国際規格審査登録センター	(財) 日本適合性認定協会の変更認定が得られ次第、廃止
三重中部総合開発 (株)	平成15年3月末までに廃止を前提に調整
(財) 三重県漁業協同組合合併対策基金	平成18年3月末までに廃止

【統合】

(財) 三重県産業支援センター (財) 三重産業振興センター	平成15年4月に統合
(財) 三重県国際交流財団 (財) 三重県国際教育協会	平成15年度末を目途に統合を検討
(社) 三重県青少年育成県民会議 (財) 三重県児童健全育成事業団	平成15年度末を目途に統合を検討
(株) 三重県松阪食肉公社 (株) 三重県四日市畜産公社	平成20年度までに統合

【事業の移管、民営化】

(財) 三重ビジターズ推進機構	平成15年度から集客交流事業を移管
(財) 三重県長寿社会福祉センター	休養ホームを民営化 社会福祉会館管理業務を移管
三重県土地開発公社	合同ビル管理事業を移管

【事業の縮小、廃止】

伊勢鉄道 (株)	平成15年3月末までに旅行事業部門を廃止
三重県住宅供給公社	平成16年度末までに分譲事業等を廃止
(財) 三重県環境保全事業団	I S Oコンサルティング事業を廃止
(社福) 三重県厚生事業団	いなば園について、平成15年度中に結論を出し、経営形態を見直し

【基本財産等の取り崩し】

(財) 三重県国際交流財団
(財) 三重県農林水産支援センター

【引き続き改革案を検討】

(財) 三重ビジターズ推進機構	サンアリーナ利活用策、保有土地処分策を平成14年度末までに方向付け
(財) 三重県農林水産支援センター	組織の抜本的な見直し案を平成14年度末までに方向付け
(財) 国際環境技術移転研究センター	財団のあり方を平成14年度末までに方向付け

4 外郭団体システムの改革

(1) 資金の運用

外郭団体（株式会社を除く）の資金運用については、財産の安全かつ確実な運用の徹底を図ることを基本とし、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」（平成14年三重県条例第41号。以下「条例」という。）第7条に規定する主要出資法人（県の出資の割合が4分の1以上のもの）に対する助言等にあたっては、別添「外郭団体の資金運用にあたっての基本指針」（以下「基本指針」という。）に基づき行うものとする。

なお、条例に該当しない外郭団体についても、団体からの要請に応じて、基本指針を参考に助言を行う。

以下はその概要であり、詳細については基本指針を参照すること。

<概要>

ア 運用の基本

安全性を第一とし、元本毀損は厳に避ける。

イ 資金運用方針

必ず資金運用方針を策定し、理事会等の承認を得る。

ウ 運用する金融商品等の基本的考え方

(ア) 債券運用については国債、政府保証債、地方債とし、償還期日の分散を図るとともに、平均運用年限（加重平均）は5年程度以下、最長運用年限は10年とする。（「ラダー運用」といわれる手法などによりリスクを分散する。）

(イ) 金融機関への預金等（預金保険制度により全額保護されるものを除く。）については、借入金との相殺等で保全ができない場合には、原則預金は1金融機関上限額1千万円。満期1年以内とする。

(ウ) 株式、株式投資信託については、運用財産も含めて適当でない。

エ 現在の運用内容の改善

(ア) 残存期間10年超の国債等については、原則満期保有とするが、

売却損が発生しない場合は、途中売却することができる。

- (イ) 電力、ガス、NTT債、金融債については、原則満期保有とするが、売却損が発生しない場合は、途中売却することができる。
- (ウ) 公社債投資信託については、解約による損失が発生しない場合は早急に解約する。
- (エ) 社債、円建て外債、仕組み債等については、売却による損失が発生しない場合は早急に売却する。ただし、評価損の発生又は個々の債券売却による損失が発生するおそれがある場合は、所管チーム等と今後の方針を検討する。
- (オ) 金融機関への預金等（1年超）については、借入金との相殺等による保全ができるものを除き解約による損失が発生しない場合は、早急に解約する。解約による損失が発生するおそれがある場合は、所管チーム等と今後の方針を検討する。

オ 運用にあたっての留意事項

資金運用内容及び体制が「外郭団体における資金運用に係る留意事項について」（平成13年11月15日付政評第245号総務局長通知）に沿っているかを定期的に点検する。

(2) 県の財政的支援等

外郭団体への県の予算措置のあり方については、事業の検証を行い、必要なものについて必要最小限の予算措置として、次のとおり行うものとする。

ア 補助金

補助金の予算措置にあたっては、事業の内容が、公共性を有し県の関与を必要とするなど、事業目的に応じた成果が見込まれる事業を補助対象とし、補助は必要最小限とする。

イ 委託料

委託料の積算に際しては、原則として標準算定方式（民間への委託を想定した場合に必要となる経費をすべて含んで積算を行う方式）により算定するとともに、適正な算定を前提に団体の裁量を認めることにより、コスト意識を高め、団体の経営努力を促す。

ウ 貸付金

外郭団体が貸付金により事業を行うにあたっては、原則、民間資金の活用など資金調達を団体自らが行う。

エ 出資金、出捐金

出資（出捐）することの当否については、中・長期的な収支見通し等から判断するとともに、出資（出捐）額については、適正な事業規

模等に見合った額を設定し、県の責任や役割に応じた適切な額とする。

オ 債務負担行為

債務負担行為の設定については、将来の県財政運営への影響を考慮して、真にやむを得ない場合のみに限定する。

(3) 基本財産等の取り崩し

財団法人の基本財産は、社会公共の事業の遂行に拠出された重要な財産であり、原則としてその処分は制限されている。しかし、やむを得ない理由があるときに限り、次の事項を基本として法人の存続期間、事業内容の変更等に応じてアからエの方針で取り崩しを行う。

- ・ 公益事業を継続して遂行していくための資金繰りであること
- ・ 基本財産の取り崩しは、基本財産の一部であって、当該財団法人の継続的な活動基礎を危うくするような額でないこと
- ・ 処分の目的（理由）・必要性が妥当であること
- ・ 処分の方法が妥当であること
- ・ 処分後の補填方法が可能であること
- ・ 基本財産の処分手続きが適法であること

ア 法人の存続に支障のない範囲内で基本財産を取り崩す場合

基本財産の20%を上限に取り崩すことができるが、原則、基本財産の全部補填を必要とするとともに、事業のスリム化等の点に係る、短期的・中長期的経営計画を審査することを必要とする。

イ 法人の存続期間を定めて、存続期間まで基本財産を取り崩しながら所要の事業内容又は事業量を確保する場合

事業内容等の確保に必要性、緊急性が認められ、かつ法人の設立目的等が確実に発現されると認められる場合に限り、取り崩すことができるが、事業遂行の効率化等について十分な検討を経るとともに、「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例」（平成14年三重県条例第42号）第42条に基づく公益法人等審議会の意見を聴くことを必要とする。

ウ 法人の存続に支障のない範囲内で、現行の事業内容又は事業量を縮小して基本財産を取り崩す場合

法人の設立目的を効果的に達成するための必要不可欠な事業遂行に限り、その必要性等を審査することを必要とする。ただし、基本財産の全部又は一部補填に努めることを必要とするとともに、管理経費の削減策等に係る短期的・中長期的経営計画を審査することを必要とする。また、公益法人等審議会の意見を聴くことを必要とする。

エ 法人の存続に支障のない範囲内で、基本財産の一部を取り崩し、類似の目的を有する団体に寄附をする場合

寄付することに合理的理由があり、主務官庁の異議がないことを必要とする。

(4) 県職員の派遣等

県が外郭団体に対して人的支援を行う場合は、次のとおりとする。

ア 県職員の派遣

県職員の外郭団体への派遣は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）のもと、県の行政サービスの補完、施策を進める上で重要な役割を果たす団体等、必要最小限にとどめ、透明な手続きにより適正に行う。

イ 県退職職員の取り扱い

- ・ 県退職職員が外郭団体に就職する際には、派遣法に準じ手続きの明確化を図り、外郭団体への就職者は公表する。
- ・ 県退職職員の外郭団体での退職金は廃止する。

(5) 団体の経営マネジメント

外郭団体の経営マネジメントについて、県からの補助金、委託料等の財政的援助を受ける事業を実施する団体を対象に目標管理を導入し、事業内容、目標及びその成果を把握し明らかにする。

(6) 団体の整理縮小に伴う雇用の配慮

外郭団体の廃止等により生じる団体職員への対処は次のとおりとする。

ア 県派遣職員等が従事している業務への配置転換

対象となる団体職員が、県派遣職員等が従事している業務に従事することの妥当性を勘案の上、それらの業務への配置転換を図る。

イ 県からの業務委託

外郭団体で培った専門的な知識経験等を県の業務に直接反映することが可能な場合、民間での実施状況を勘案した上で、委託業務契約により県事業を委託する。

ウ 新規採用の停止

外郭団体の新規採用については、原則停止とし、他の団体との人事交流等により補完する。

(7) 新たな共同処理システムの構築

外郭団体全体の管理部門をスリム化するため、新たな共同処理システムの構築について平成15年度末までに結論を出す。

5 実施へのスケジュール

この方針に基づき、市町村等関係団体と調整を図りながら、平成17年度までを集中改革期間として改革を進める。

資料 「行政システム改革」の取り組みによる平成10年度以降の成果

(1) 団体の使命・役割の見直し

【団体の廃止】

平成10年度	(財) 三重県森林作業員退職金共済基金
平成12年度	(財) 三重県勤労者いこいの村
平成13年度	(財) 三重社会経済研究センター (財) 三重県森林土木技術センター

【団体の統合】

平成10年度	(財) 三重県リゾート振興公社と(財) サンアリーナを統合し、(財) 三重ビジターズ推進機構を設立
平成11年度	(財) 三重県長寿社会推進センターと(財) 三重県福祉事業団を統合し、(財) 三重県長寿社会福祉センターを設立 (社) 三重県果実生産出荷安定基金協会を(社) 三重県青果物価格安定基金協会に統合
平成12年度	(財) 三重県企業振興公社と(財) 三重県工業技術振興機構を統合し、(財) 三重県産業支援センターを設立
平成13年度	(財) 三重県農業開発公社と(財) 三重県農林漁業後継者育成基金と(財) 三重県林業従事者対策基金を統合し、(財) 三重県農林水産支援センターを設立 (財) 三重県都市整備協会を(財) 三重県建設技術センターに統合
平成14年度	(社) 三重県家畜畜産物衛生指導協会と(社) 三重県子豚価格安定基金協会を統合し、(社) 三重県畜産協会を設立

【事務局等の統合】

平成10年度	三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社、三重県道路公社
平成14年度	(財) 三重県国際交流財団、(社) 三重県青少年育成県民会議

【事業の整理縮小】

平成13年度	(社福) 三重県厚生事業団…「明星園」の民間譲渡
平成14年度	(財) 三重ビジターズ推進機構…鳥羽展望台施設の無償貸与 (財) 三重県農林水産支援センター…埋蔵物文化財発掘調査事業、農業基盤整備事業等の新規事業の廃止

【県関与の見直し】

ア 人的関与の縮小

(ア) 知事・副知事の役員からの離任・・・8団体（※は、副知事）

平成13年度	(財) 三重県国際交流財団、伊勢鉄道(株)、※三重県土地開発公社、※三重県住宅供給公社、※三重県道路公社、※(財)三重県小動物施設管理公社
平成14年度	(社) 三重県緑化推進協会、※(財) 三重県下水道公社

(参考：知事・副知事が役員に就任している外郭団体)

平成12年度：25団体→平成14年度：16団体〔1団体は、廃止〕

(イ) 県職員(現役)派遣の削減・・・30名

平成13年度：112名→平成14年度：82名

イ 金銭的関与の見直し

(ア) 出資金の一部譲渡

平成13年度：紀伊長島レクリエーション都市開発(株)

・・・▲20百万円(100百万円→80百万円)

(イ) 補助金・委託金の削減・・・▲624百万円

平成13年度当初予算額：19,828百万円

平成14年度当初予算額：19,204百万円

(2) 経営マネジメントの改善

【民間経営者の登用】

平成13年度	(財) 三重県国際交流財団…理事長 (財) 三重県文化振興事業団…文化会館長
平成14年度	(財) 三重県国際交流財団…常務理事兼事務局長 (財) 三重県文化振興事業団…生涯学習センター所長 男女共同参画センター所長 施設利用サービス室長

【情報公開の推進】

平成11年度	50%出資法人を情報公開条例の対象
平成13年度	50%出資法人にかかる議会報告への付属明細書追加
平成14年度	ホームページにより、団体の基本情報を公開 情報公開条例の対象拡大(50%→25%以上出資法人) 48団体中42団体が対象